

最低制限価格制度の一部改正について

令和8年3月

令和8年度から、館山市の最低制限価格制度について、下記のとおり改正します。

制度改正の概要

業務の確実な履行による品質確保を図るとともに、業務従事者の適切な労働条件等を確保することを目的として、業務委託のうち一部の業種において、最低制限価格制度を導入します。

【最低制限価格制度の対象とする業種】

業務委託のうち、館山市物品等入札参加業者適格者名簿（委託）に掲げる業種（大分類）が、次のいずれかに該当するもの（ア及びイについては、年間を通じて継続的に人員を配置し履行するものに限る）を対象とします。

- ア 建物管理・清掃
- イ 警備・受付・施設運営
- ウ 緑地管理・道路清掃

【最低制限価格の算定方法】

予定価格に100分の80を乗じて得た額（千円未満切り捨て）とします。

※ 調査、測量、設計等の建設工事に係る業務委託についても、1万円未満切り捨てとしていましたが、千円未満切り捨てに変更します。

【最低制限価格の公表】

最低制限価格を設定した場合は、事後公表とします。なお、予定価格はこれまで通り非公表とします。

改正適用日

令和8年5月1日以降に発注する案件から適用します。

館山市役所 総務部管財契約課
Tel 0470 (22) 3296
e-mail kankei@city.tateyama.chiba.jp